

広島県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坪生福山線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
福山市春日町大字浦上字妙砂子二四六八番一 四地先から 福山市春日町大字浦上字妙砂子二四六八番一 二地先まで					
	八・九〇	五・六〇			
	六・五〇	八・七〇			
	三三・〇〇	三三・〇〇			
	拡幅				